

コーポレートガバナンス基本方針

コーポレートガバナンス基本方針					
連番	章	節	条	表題	規定内容
1	第1章 総則		1	目的	湖北工業株式会社（以下、「当社」という）は、当社が定める経営理念に基づき、当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンス基本方針（以下、「本基本方針」という）を制定し、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
2	第1章 総則		2	改定	本基本方針の改定は、取締役会の決議により行い、適宜適切にその内容の開示を行う。
3	第1章 総則		3	コーポレートガバナンスの基本的な考え方	当社は、「豊かな個性を尊重する全員参加型の経営を実践し、新しい価値の創造を通じて、オンリーワン企業を目指す」を経営理念としており、全員参加型の経営の適正化を図る観点から、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組み、株主、取引先、従業員等を含むすべてのステークホルダーに貢献するとともに、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。
4	第2章 株主の権利・平等性の確保		4	株主総会	当社は、株主総会を可能な限り他社と異なる日に開催し、株主が適切に権利を行使することができる環境の整備に努める。 2 招集通知は、可能な限り早期に発送し、株主の議案の検討時間を十分に確保する。 3 取締役会は、株主総会における議決権行使結果の集計を行い、株主総会後の取締役会で分析・検討する。
5	第2章 株主の権利・平等性の確保		5	株主の平等性の確保	どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適切に企業情報を開示する。
6	第2章 株主の権利・平等性の確保		6	資本政策の基本的な方針	当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、株主構成や資本コストを踏まえて適切な資本政策を行う。 2 増資等の既存株主の利益に大きな影響を与える資本政策を行う場合には、取締役会において必要性・妥当性等を検討し、株主への十分な説明に努める。
7	第2章 株主の権利・平等性の確保		7	株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針	当社は、政策保有株式について、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化のため、取締役会において取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得の是非を判断し、必要と判断する企業の株式を保有する場合がある。 2 当社は、毎年取締役会で、個別の政策保有株式について、資本コストも考慮のうえ継続保有の適否を検証し、保有意義の乏しい株式は売却することで政策保有株式の縮減に努める。 3 当社が保有する上場株式の議決権の行使については、議決権行使助言会社の方針も勘案し、保有先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかなどを総合的に判断し、適切に行行使する。
8	第2章 株主の権利・平等性の確保		8	買収防衛策	当社は、買収防衛策は導入しない。 2 取締役会は、当社株式が公開買付けに付された場合、公開買付者等に対し、当社グループの企業価値向上施策の説明を求めるとともに、当社グループの企業価値向上の観点から対応を検討する。

コーポレートガバナンス基本方針

コーポレートガバナンス基本方針					
連番	章	節	条	表題	規定内容
9	第2章 株主の権利・平等性の確保		9	関連当事者間の取引	当社は、当社の役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないように適切な手続を定める。 2 具体的には、「関連当事者等取引管理規程」を制定しており、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討のうえ、取引の性質等に応じて取締役会決議ないしは取締役会への報告を行う。
10	第3章 ステークホルダーとの関係		10	ステークホルダーとの関係	当社は、当社の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーとの良好な関係の維持に努め、「行動規範」に則り、全てのステークホルダーからの信頼を得るように努める。 2 当社は、当社に求められる社会的責任を認識し、事業を通じて社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に取り組む。 3 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、様々な知識・経験・能力を持つ人材が必要であることを認識し、ジェンダーや国際性の面を含め社内における人材の多様性の確保を推進する。
11	第3章 ステークホルダーとの関係		11	内部通報	当社は、コンプライアンスの遵守を図るため内部通報窓口を設置し、従業員等の通報者が不利益な取扱いを受けないことのないよう適切な体制を整備する。
12	第4章 適切な情報開示と透明性の確保		12	情報開示の基準	当社は、会社法、金融商品取引法その他関係法令に基づく法定開示、証券取引所が要請する適時開示等について、正確な情報の適時・適切な開示に努める。 2 開示にあたっては、インサイダー情報に留意するとともに、株主間において情報格差が生じないように努める。
13	第5章 コーポレートガバナンス体制	第1節 機関設計	13	機関設計	当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択する。 2 取締役会における委任の範囲内において、経営に関する一定の事項について審議を行う経営会議を設置し、経営に関する意思決定の適正化を図る。
14	第5章 コーポレートガバナンス体制	第2節 取締役会の責任	14	取締役会の役割・責務	取締役会は、株主からの委託を受け、法令・定款及び規程を遵守し、経営方針や事業計画その他当社の重要な意思決定及び業務執行の監督を行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に責任を負う。 2 取締役会は、上記の責任を果たすため、取締役や執行役員等の選解任・報酬の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮し、会社経営の透明性を確保する。
15	第5章 コーポレートガバナンス体制	第2節 取締役会の責任	15	独立社外取締役の役割	独立社外取締役は、独立した立場から、積極的な質疑・意見表明を行い、取締役会の適切な意思決定や監督の実効性を高める。 2 独立社外取締役の選任については、東京証券取引所が定める独立性基準を遵守し、客観的・中立的な立場に基づく助言・監督が期待できる人材であるかを吟味し、決定する。 3 独立社外取締役は、監査役または監査役会等と当社の経営全般について定期的に意見交換を行う。 4 独立社外取締役は、その役割を果たすために、必要に応じて、当社に対し情報提供を求める。 5 独立社外取締役の兼職の状況は、コーポレートガバナンス報告書及び株主総会の招集通知に記載する。

コーポレートガバナンス基本方針

コーポレートガバナンス基本方針					
連番	章	節	条	表題	規定内容
16	第5章 コーポレートガバナンス体制	第3節 取締役会の有効性	16	取締役会の構成	取締役会は、的確かつ迅速な意思決定が可能な人数を考慮し、取締役9名以内で構成するものとし、うち2名以上は独立社外取締役とする。 2 取締役会は、取締役の多様性を考慮し、経営、製造、技術、管理、会計といった専門分野について強みを持つ人材でバランスよく構成するものとする。
17	第5章 コーポレートガバナンス体制	第3節 取締役会の有効性	17	取締役の選解任の方針及び基準	取締役会は、取締役の選解任にあたって、ジェンダーや国際性などのダイバーシティの観点も踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の基準に基づき検討する。 1 取締役の選任基準 （1）法令や当社の定款、規程を遵守し、コンプライアンス意識が高いこと （2）専門分野について高度な知見と経験を有すること 2 独立社外取締役については、会社法上の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を遵守し、当該基準に基づき、独立した客観的な立場に基づく助言及び経営の監督が期待できる人材を選任する。 3 取締役の解任基準 不正や、重大な法令・定款及び規程の違反、著しい職務怠慢があること 4 取締役の選解任プロセス （1）取締役の選任については、公正性・透明性・客観性を高めるため、取締役会からの諮問を受けて「指名・報酬諮問委員会」が審議、答申し、取締役会で取締役候補者を決定のうえ、株主総会決議により取締役として選任する。 （2）取締役の解任については、公正性・透明性・客観性を高めるため、取締役会からの諮問を受けて「指名・報酬諮問委員会」が審議、答申し、取締役会で解任の可否を検討し、解任することが必要と認められる場合は、株主総会決議により取締役を解任する。
18	第5章 コーポレートガバナンス体制	第3節 取締役会の有効性	18	取締役の責務	取締役は、職務を執行するに足る十分かつ適切な情報を収集するとともに、積極的な意見表明により、その職責を果たさなければならない。 2 当社の取締役は、就任にあたり、関連する法令、当社の定款、規程等を理解し、自身に求められる役割を認識しなければならない。
19	第5章 コーポレートガバナンス体制	第3節 取締役会の有効性	19	取締役会の実効性評価	取締役会は、毎年取締役会運営の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示する。
20	第5章 コーポレートガバナンス体制	第3節 取締役会の有効性	20	取締役会運営に係る支援体制等	取締役会の適切な運営を図るため、事務局を設置する。 2 事務局は、取締役会の開催、議事録の作成、保管その他取締役会に関する事務にあたる。

コーポレートガバナンス基本方針

コーポレートガバナンス基本方針					
連番	章	節	条	表題	規定内容
21	第5章 コーポレートガバナンス体制	第4節 監査役会の監査機能等	21	監査役会の役割・責務	監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回定例監査役会を開催し、取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議又は決議を行うものとする。各監査役は、監査の方針、監査計画を定め、取締役会その他重要な会議に出席するほか、当社の業務や財産状況の調査により、取締役の職務執行等の監査を行うものとし、監査役の中には弁護士として法的知見を有する者を含むこととする。 2 監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定する。 3 監査役会は、外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認を行う。
22	第5章 コーポレートガバナンス体制	第4節 監査役会の監査機能等	22	独立社外監査役	独立社外監査役は、その役割を果たすために、必要に応じて、当社に対し情報提供を求め、独立・中立の立場から取締役会に対して、客観的な監査・監督を実施する。 2 独立社外監査役の兼職の状況は、コーポレートガバナンス報告書及び株主総会の招集通知に記載する。
23	第5章 コーポレートガバナンス体制	第4節 監査役会の監督機能等	23	監査役会と会計監査人及び内部監査部門との関係	監査役会、会計監査人及び内部監査部門は適切に連携し、効果的な監査を行うことができる体制を構築する。
24	第5章 コーポレートガバナンス体制	第5節 役員の独立性	24	独立性判断基準	当社は、会社法上の要件及び東京証券取引所の独立性基準を遵守し、当該基準に基づき、独立した客観的な立場に基づく助言及び経営の監督が期待できる独立社外取締役及び独立社外監査役を選任する。
25	第5章 コーポレートガバナンス体制	第6節 執行体制	25	経営会議	取締役及び部長以上の幹部社員で構成され、中期経営計画や予算・重要な議案等、当社における重要な事項について十分な協議を行うものとする。 2 各事業部の方針に係る進捗報告等を行うことを目的として各事業及び部門ごとに毎月1回開催し、また必要に応じて随時開催し、効果的かつ効率的な業務執行を行うものとする。
26	第5章 コーポレートガバナンス体制	第6節 執行体制	26	執行役員の責務	執行役員は、執行役員規程の定めにより、取締役会で選任され、取締役会で意思決定された事項について執行を行う。

コーポレートガバナンス基本方針

コーポレートガバナンス基本方針					
連番	章	節	条	表題	規定内容
27	第5章 コーポレートガバナンス体制	第7節 報酬制度	27	方針及び手続	1 取締役の報酬決定の方針 (1) グローバル市場にて事業展開を行う当社にとって、優秀な人材を確保する報酬制度とする。 (2) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への健全なインセンティブとなる報酬体系とする。 (3) 株主をはじめとしたステークホルダーに対し、公正性・透明性・客観性の高い報酬制度とする。 (4) 「全員参加型」の経営を目指している当社の経営理念に則った報酬体系とする。 2 取締役の報酬決定の手続 (1) 役員報酬制度の方針の策定や、各取締役が受ける報酬について、指名・報酬諮問委員会による審議、答申に基づき決定する。 (2) 取締役報酬の決定方針及び当該方針に基づく各取締役の報酬等の額に関する全ての事項については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえた上で、最終決定権限を有する取締役会の決議により定めることとする。 (3) 指名・報酬諮問委員会は、コーポレートガバナンスの強化の一環として、経営の公正性・透明性・客観性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的に設置する。 (4) 指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選定された委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役で構成する。
28	第5章 コーポレートガバナンス体制	第7節 報酬制度	28	報酬構成	役員報酬の構成としては、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「基本報酬」と、当該事業年度の業績に関連した「役員賞与」によって、構成されるものとする。当社は、経営理念の「全員参加型」を標榜するため、従業員と同じ報酬構成が適正だと考える。 なお、さらなる事業拡大・報酬制度の透明性確保の観点から、短期のみならず中長期の業績連動報酬制度の導入などを今後検討するものとする。 よって、現状は下記の通りとする。 1 取締役の報酬体系 (1) 取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、賞与で構成するものとする。 (2) 社外取締役の報酬は、独立性の確保・強化の観点から、基本報酬のみで構成する。 2 基本報酬 基本報酬額は、役位や在任期間、同業他社の報酬水準を総合的に勘案のうえ決定し、毎月支給する。 3 賞与 賞与は営業利益等をふまえ、各人の職務内容・功績等を勘案の上、支給するものとする。
29	第5章 コーポレートガバナンス体制	第8節 取締役・監査役の研鑽及び研修	29	取締役及び監査役のトレーニング方針	当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任に際して当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を理解する機会の提供及び在任期間中のこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う。

コーポレートガバナンス基本方針

コーポレートガバナンス基本方針					
連番	章	節	条	表題	規定内容
30	第6章 株主との対話		30	株主との建設的な対話	当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を積極的に実施するとともに、その体制整備に努める。 2 株主との対話は、IR担当の管理部門管掌取締役が統括する。 3 IR担当部門は、総務部とし、関係部門との情報共有や意見交換等により、株主との建設的な対話を図る。 4 株主等との建設的な対話において寄せられた意見等は、取締役会への報告等により社内共有し、今後の事業運営に役立てる。 5 株主との対話に際しては、情報開示の公平性に留意し、「インサイダー取引管理規程」に則り、インサイダー情報の管理を徹底する。 6 年に1回以上、実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努める。